



## ＜当園が登園許可書の提出を必要としている疾病＞

病名	感染しやすい期間	登園目安
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い）	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過し医師が認めたとき
新型コロナウイルス感染症	発症2日前から発症後7日～10日間 発症後3日間は、ウイルス排出量が非常に多い	発症した後5日間を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで 無症状の場合は、検体採取日を0日目として5日を経過すること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合は、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌物質製剤による治療が終了し医師が認めたとき
はしか（麻疹）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	発疹に伴う熱が下がった後、3日を経過し医師が認めたとき
おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現後5日経過し、かつ全身状態が良好になり医師が認めたとき
三日はしか（風疹）	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失し、医師が認めたとき
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1ヵ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	解熱し、食事も充分でき元気になるまで医師が認めたとき
水ぼうそう（水痘）	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発疹がかさぶたになり、医師が認めたとき
感染性胃腸炎（ノロ・ロタウイルス） （アデノウイルス）	症状のある間と症状消失後、1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているため注意が必要）	主な症状が殆ど消失し、医師が登園して差し支えないと認めたとき
溶連菌感染症	潜伏期後半～発症後約7日間	主な症状がほとんど消失し、医師が登園して良いと認めたとき
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬を開始する前と開始後、数日間	症状が改善し、医師が登園して良いと認めたとき
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現して数日間	感染のおそれがないと医師が認めたとき
急性出血性結膜炎（アポロ熱）	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヵ月排出される	感染のおそれがないと医師が認めたとき
結核	排菌している期間中	感染のおそれがないと医師が認めたとき
腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	多くは数日以内	症状が始まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し2回の検便で陰性が確認され、医師が認めたとき
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	有効な治療を開始して24時間経過するまで	感染のおそれがないと医師が認めたとき
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	感染のおそれがないと医師が認めたとき
プール熱（咽頭結膜熱） アデノウイルス	発熱、充血等症状が出現して数日間	解熱し、主要症状がなくなった後2日を経過してから、医師が認めたとき
ヘルペス感染症（帯状疱疹） （ヘルペス性歯肉口内炎）	発症から症状が消失するまで（治療後も体内にはウイルスがあるため、抵抗力が落ちた時等に再発することが多い）	主な症状が殆ど消失し、主治医が登園して差し支えないと認めたとき
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	医師が登園しても差し支えないと認めたとき
伝染性膿痂疹（とびひ）	効果的治療開始後24時間を経過するまで	びらん面が乾燥しているか、びらん部位がガーゼ等で覆うことができる程度で医師が登園して差し支えないと認めたとき
新しく出席停止と定められた感染症	感染症によって定められた期間	感染症によって定められた登園基準